

【リンクはご自由にお貼りください】 【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめ ください】 ・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第3回期日（20200730）で代理人が陳述した意見の要旨を記載した書面です。

令和元年（ワ）第2827号 国家賠償請求事件

原告 原告番号1（こうすけ）、原告番号2（まさひろ）

被告 国

代理人意見陳述要旨

2020（令和2）年7月30日

福岡地方裁判所第6民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳原 聖 雨

第1 総論

法律上の婚姻をした異性カップルには、法律上も、事実上も、さまざまな権利や利益が認められます。

しかし、法律上の性別が同じである同性カップルは、婚姻ができないために、それらの権利や利益を得ることができません。

すなわち、法律上の婚姻ができる異性カップルと、それができない同性カップルとの間で、不平等が生じています。

第2 法律上の権利や利益

まず、法律上の権利や利益から、この不平等をみてみます。

たとえば、配偶者としての相続権です。

人生のパートナーとしてともに生活を歩んでいく中で、家を購入したり、貯金をしたり、財産を築き上げていくことは多々あります。法律婚カップルの場合、民法で配偶者に相続権が認められているので、他方が亡くなれば、配偶者として不動産や預貯金を相続という形で引き継ぐことができます。

しかし、同性カップルではこのように簡単に引き継ぐことはできません。

【リンクはご自由にお貼りください】 【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめ ください】 ・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第3回期日（20200730）で代理人が陳述した意見の要旨を記載した書面です。

婚姻ができず、配偶者としての相続権がないために、パートナーに財産を引き継がせるためには、生前に贈与したり遺言を残したりしなければなりません。仮に、そのような方法をとらずにパートナーが亡くなってしまうと、パートナー名義の財産を引き継ぐことは全くできません。例えば、長年生活を共にしてきた我が家を、パートナーの親やきょうだいが自分たちのものだと言主張し、追い出されてしまうこともあるのです。2人で貯めた預貯金であっても、パートナーの名義になっていれば、払い戻すこともできません。

原告のこうすけさんも、お父様の相続手続をとおして、「法律上の立場がない家族は、法律上は他人と同じだ」と思い知らされ、そのことがひとつのきっかけとなり、この訴訟を提起しました。

相続権のように経済的な側面が強い権利ではありません。

子どもを育てている同性カップルもいます。婚姻すれば、子どもの父・母として共同で親権を持つことができますが、同性カップルでは、ふたりで育てていても、ふたりがともに親権を持つことができません。子どもが急に入院し手術になったとき、パートナーは手術のサインも手続もできなかったという声もあがっています。

在留資格の問題もあります。日本人と外国人のカップルの場合、外国人パートナーは在留資格がなければ、日本でパートナーとともに暮らすことができません。異性カップルでは、法律上の婚姻をしていれば、外国人パートナーは日本人の配偶者として在留資格を得ることができますが、同性カップルの場合、それができません。そのため、仕事や学業などにより在留資格を得る必要があります。しかし、失業などで在留資格がなくなったり、そもそも長期の資格が得られず短期滞在を繰り返さざるを得なくなったりし、日本にいられなくなることがあります。

【リンクはご自由にお貼りください】 【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめ ください】 ・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第3回期日（20200730）で代理人が陳述した意見の要旨を記載した書面です。

そのほかにも、とても多くの法律上の権利や利益があります。

所得税・住民税の配偶者控除など、税金の上での優遇があります。

配偶者に生活を支えられていた場合は、遺族年金を受け取れます。

不幸にして、配偶者が犯罪に巻き込まれて死亡した場合、のこされた配偶者は、告訴をしたり、公判廷に出席し意見を述べたり、犯罪被害者遺族給付金を受け取ることができます。

逆に、配偶者が事件を起こしたと疑われ、刑事収容施設に収容された場合、配偶者には面会や手紙の受け取りが認められています。

第3 事実上の権利や利益

婚姻していれば得られる権利や利益は、法律上のものには限りません。

例えば、パートナーが意識不明になった場合、通常、配偶者は家族として情報提供を受けることができますし、面会や医療方針の説明・同意について病院側が配慮してくれます。しかし、同性カップルは、患者の法的な親族ではないという理由で認められなかったり、認められるとしてもスムーズにはいかなかったりします。自らのパートナーが命の危険にさらされていたとしても、何もできずに見守るしかできないかもしれないのです。

第4 まとめ

このように婚姻により認められる法律上や、事実上の権利や利益は、この場で述べられないほどたくさんあります。配偶者であることは、人生の様々な場面に関わるのです。

同性カップルと異性カップルとの間には、法律上も事実上も、明らかな不平等が生じています。

それなのに、国は、この不平等を放置し続けています。

【リンクはご自由にお貼りください】 【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめ ください】 ・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第3回期日（20200730）で代理人が陳述した意見の要旨を記載した書面です。

裁判所には、それが憲法違反であることを明確に判断していただき、この不平等が解消されることを願います。

以上をもって代理人の意見陳述といたします。

以上